

## 一部の電気料金メニューの新規加入停止について

平成27年8月4日  
北陸電力株式会社

平成28年4月1日からの小売全面自由化の開始に向け、現在、より一層お客さまのニーズにお応えするため、お客さまの電気の使い方の変化に対応した新しい電気料金メニューの検討を進めております。これに伴い、送配電設備の利用ルールを定めた新しい託送制度の内容なども踏まえ、深夜電力や時間帯別電灯などの一部の電気料金メニューの新規加入を停止いたします。

### <新規加入を停止する電気料金メニュー>

- ・深夜電力A、深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D  
：平成28年3月31日をもって新規加入停止
- ・時間帯別電灯（エルフナイト8）、季節別時間帯別電灯Ⅰ（エルフナイト10）、季節別時間帯別電灯Ⅱ（エルフナイト10プラス）  
：平成28年7月31日をもって新規加入停止

なお、既にご加入いただいているお客さまや、新規加入停止の日までにご加入いただいたお客さまについては、引き続き現行の電気料金メニューをご利用いただけます。

新しい電気料金メニューについては、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

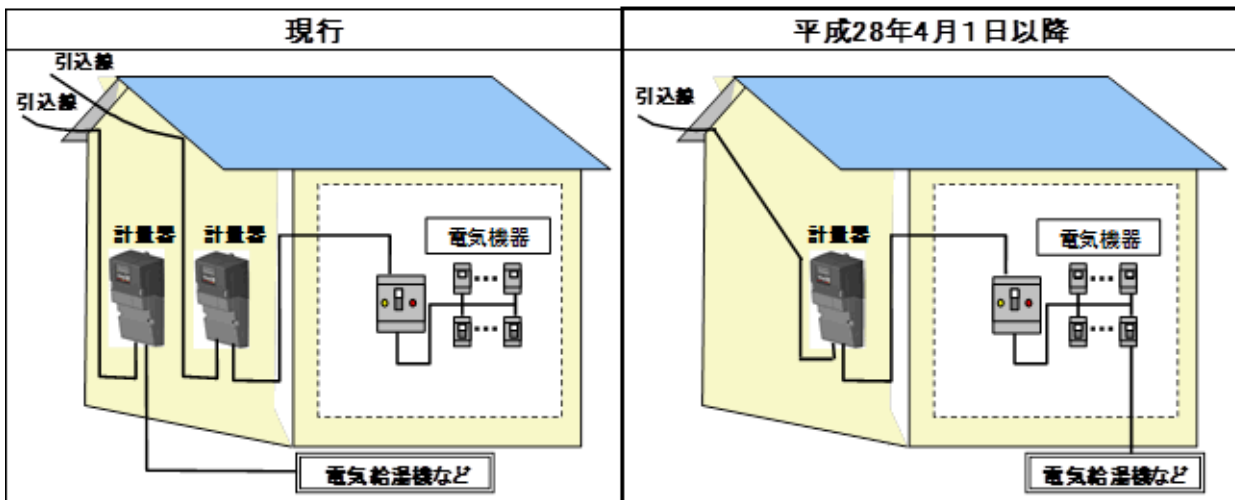
以 上

(参考1) 新規加入停止の電気料金メニューについて

電気料金メニュー	夜間時間	概要
深夜電力A	23-7時 (8時間)	電気給湯機などで夜間に限り 電気をご使用される場合のメニュー
深夜電力B	23-7時 (8時間)	
深夜電力C	22-8時 (10時間)	
深夜電力D	1-6時 (5時間)	
時間帯別電灯 (エルフナイト8)	23-7時 (8時間)	夜間に電気のご使用が多い ご家庭向けのメニュー
季節別時間帯別電灯Ⅰ (エルフナイト10)	22-8時 (10時間)	電気のご使用が多く 電気給湯機などをご使用の ご家庭向けのメニュー
季節別時間帯別電灯Ⅱ (エルフナイト10プラス)	22-8時 (10時間)	昼間の電気のご使用が比較的少なく 電気給湯機などをご使用の ご家庭向けのメニュー

(参考2) 新しい託送制度について

- ・ 1 需要場所について、1 引込みおよび1 計量と定められており、現行、深夜電力などで行っている1 需要場所での2 引込みおよび2 計量は、認められません。



- ・ 季節別時間帯別電灯などで適用されている、使用する機器の容量に基づき契約容量を算定する「負荷設備契約」は、認められません。